相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍最後の住所　長崎県長崎市片淵二丁目九三番地
長崎市十人町九番一一号
被相続人　亡　福田シマ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十一日

長崎市新大工町五番一一七〇一号　事務所
長崎市万才町六番三三号高木ビル三階　司法書士法人吉田合同事務所
相続財産管理人　司法書士　吉田　修司

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年三月十一日

一、墳墓等所在地　東京都港区元麻布一丁目五番一、地二二号
一、墳墓等の名称　善通寺支坊墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳　谷川家
一、釋妙貞信女
一、改葬を行おうとする者　東京都港区元麻布一丁目七番地二号　浄土真宗本願寺派　宗教法人善通寺　代表役員　杖下　隆英

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

尚、期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年三月十一日

一、墳墓等所在地　神奈川県横浜市神奈川区六角橋四丁目二四番三二号
一、墳墓等の名称　横浜中央霊園
一、死亡者の本籍及び氏名　東京都渋谷区笹塚一丁目六〇番　黒柳　和子、東京都大田区蒲田二の二の一　飯田　明夫

一、改葬を行おうとする者　神奈川県横浜市神奈川区六角橋四丁目二四番三二号　宗教法人慶運寺　横浜中央霊園管理事務所

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十五年三月十一日

一、墳墓等所在地　京都府福知山市字土師一七七六番の一一及び一七七六番の一四二
一、墳墓等の名称　土師墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳
一、改葬を行おうとする者　京都府福知山市字土師一七七円覚寺内　土師墓地管理会　管理者　佐藤　倖志

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので本公告をする。当該営業保証金につき家畜商法第十条の四第二項の権利を有する者は、本公告の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を東京都知事に提出されたい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻されます。

平成二十五年三月十一日

一、住所　氏名　東京都八王子市東浅川町三一六番地　羽田　安次
営業保証金額　金二万円

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので公告します。

当該営業保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を静岡県知事に提出して下さい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻されます。

平成二十五年三月十一日

一、住所　氏名　静岡県袋井市大谷一一八八　西村　保次
営業保証金額　二万円

型式部材製造者の認証に関する公示

日本ＥＲＩ株式会社公示第Ｋ24号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の11第１項の規定により型式部材等製造者の認証を行ったので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の５の７第１項の規定に基づき、認証を受けた型式部材等の種類、認証年月日、認証を受けた者の氏名又は名称及び認証番号を次のとおり公示する。

平成25年３月11日　日本ＥＲＩ株式会社
代表取締役　中澤　芳樹

建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分（認証年月日：平成24年12月19日）

〃サワホーム株式会社
製000707Abaa0080051、製000707Abaa0080052
製000707Abba0080001、製000707Abba0080002
製000707Abba0080003、製000707Abba0080004
製000707Abba0080041、製000707Abba0080042
製000707Abca0080001、製000707Abca0080002
製000707Abca0080003、製000707Abca0080004
製000707Abca0080041、製000707Abca0080042
製000707Abbb0080001、製000707Abbb0080002
製000707Abbb0080003、製000707Abbb0080004
製000707Abbb0080041、製000707Abbb0080042
製000707Abcb0080001、製000707Abcb0080003
製000707Abcb0080041

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 25 年３月 11 日

記

［掲載順序］
①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①埼玉県民共済生活協同組合（埼玉県民共済、県民共済）　②第２種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第２－996号　④埼玉県民共済生活協同組合　埼玉県さいたま市中央区上落合２丁目５番22号　代表理事　服部光朗　⑤県民共済ブライダルセンター宮原店　埼玉県さいたま市北区宮原町２－36－10　⑥平成18年６月19日　⑧平成25年１月31日　⑩1100万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県さいたま市中央区上落合２丁目５番22号　埼玉県民共済生活協同組合　代表理事　服部光朗

Ｂ　①巴旅行社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－4363号　④村松あつ子　東京都江戸川区篠崎町３丁目33番８号　⑤巴旅行社　東京都江戸川区篠崎町３－33－８　⑥平成10年１月27日　⑧平成25年１月27日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都江戸川区篠崎町３丁目33番８号　村松あつ子